

タイにおける「専門職としての教員」に求められる資質・能力
—教員関係諸法規の通時的分析—

The Qualifications Required for Teaching Profession in Thailand
—Diachronic Analysis of Teachers' Acts—

牧 貴愛

MAKI Takayoshi

This study aims to clarify the qualifications required for teaching profession, *wichachip khru*, in Thailand through a diachronic comparison of related articles in Teachers' Acts. Firstly, an analysis of the articles on fundamental qualification reveals that teachers are required to embody democracy with the king as sovereign. Also, due to the past involvement of teachers in cases of political corruption, political neutrality has been emphasized in acts promulgated after 1975. Secondly, comparing the service disciplines of the Civil Service Regulation Act revised in 1992, *Phrarachabanyat kharachakan Phonlaruan Pho. So. 2535*, and those of Teachers and Education Personnel Regulation Act revised in 2004, *Phrarachabanyat kharachakankhru lae bukhalakon thang kansueksa Pho. So. 2547*, there were more articles on teachers' morality and ethics found in the later than in the former. Thirdly, diachronic analyses of code of ethics of teachers, *Chanyaban khru*, indicate that teachers are required to behave as a living example not only for students but also for the whole community.

Consequently, the core qualifications required for teaching profession in Thailand appears to be high level of morality rather than the organized knowledge and skills that are generally regarded as qualifications in the teaching profession. That is to say there are two images of the ideal teacher in the context of current education reform: one as a modern profession and the other as a traditional moral exemplar. In this sense, the coexistence of these two images of an ideal teacher reflects the Thai ethnic characteristic of adeptly borrowing externalities and harmonizing them with Thai traditions, a particular feature typically found in the modernization process of Thailand.

1. はじめに

本稿の目的は、タイの「専門職としての教員 (*wichachip khru*)」¹⁾に求められる資質・能力の具体的内容とその民族的特質を教員関係諸法規に盛り込まれた文言の通時的分析により解明することである。

こうした課題を着想した背景には、次の3つのタイ教員をめぐる事柄がある。

第一に、2003年から2005年にかけて、教員関係諸法規が相次いで制定され「専門職としての教員」の質的向上が掲げられたこと。タイでは、1992年の軍事政権の崩壊以降、民主的な国家形成を目指した諸改革が進行している²⁾。とくに、教育分野の改革に関しては、「タイ王国憲法(1997年版)」第81条に、「・・・国家の教育に関わる法規を整備すること、経済および社会の変化に即した教育へと改善すること、・・・専門職としての教員の発

達を図ること・・・」が盛り込まれた³⁾。1999年には、同憲法第81条を受けて、国家の教育の根本理念を明示した「国家教育法 (Phrarachabanyat kansueksa haengchati Pho. So. 2542)」が制定され、今日、精力的に推進されている教育の質的向上をねらいとする教育改革の端緒が拓かれた。その改革施策の一環として「専門職としての教員」の質的向上のための法的基盤の整備が進められ、2003年から2004年にかけて後述する教員関係諸法規が相次いで制定された⁴⁾。

第二に、先行研究では、上述の教育改革、とりわけ基礎教育改革の成否のカギとなる教員に関する状況や種々の改革措置を正面きって取りあげられたものが却って抜け落ちていること。日本におけるタイの基礎教育改革に関する研究は、教育改革全体の経緯・背景に焦点をあてた研究成果を基礎として [森下、平田 2001]、[Atagi 2002]、[Sangnapaboworn 2005]、より細分化した改革施策に関する研究成果へと移行している。タイの基礎教育改革の種々の施策は、分権化を主軸とするものではあるが、焦点が当てられている施策ごとに整理すると、基礎教育カリキュラム改革に関する研究 [森下、鈴木、カンピラパーブ 2004]、[鈴木、森下、カンピラパーブ 2004]、[森下 2005]、[森下 2007]、[平田 2007]、教育行財政の分権化に関する研究 [杉山 2000]、[杉山 2002]、[サンナパボウォーン 2006]、[星井 2007]、学校評価制度に関する研究 [森下 2002]、[牧 2005] に大別することができる。これらの先行研究から得られる知見を勘案すると、基礎教育改革が抱える課題は、教員の協働体制の構築、学校とコミュニティとの連携の強化や、初等教員と中等教員の処遇の格差といういずれも教員に関わるものであることがわかる。ところが、教員をめぐる種々の

改革施策に関しては、日本人研究者によるものでは、堀内孜氏によって教育専門職免許制度と教員養成制度改革が報告されている程度であり [堀内 2005]、当のタイ人研究者による研究や英語によって書かれた研究に目を移してみても、タイにおける教員の質的向上施策を取りあげたものは、一、二の例外を除いては、管見の限り皆無に等しい [Phonsima lae khana 1998]、[Chanbanchon 2006]。

第三に、「専門職としての教員」の質的向上施策についてそれらの施策・制度が目的に合致しているか否か等について研究を進めるとすれば、そもそもタイの初等中等教員に求められる資質・能力や、教師像とはいかなるものかということがまずもって解明される必要がある。逆に言えば、教員に求められる資質・能力が明確に把握されない場合、如何にして種々の施策を検討することができるのかということである。

以上を踏まえて、本稿では、冒頭に述べた課題を解明するために、次の3つの分析・考察を行う。

第一に、タイにおける「専門職としての教員」理念の導入時期の解明。タイにおける歴代の教育計画に盛り込まれた教員関係諸規定を通時的に比較することを通して、「専門職としての教員」という文言が初めて用いられた時期を特定すること。

第二に、「専門職としての教員」に求められる資質・能力の具体的内容の解明。教員人事全般に関する法規である「教育公務員・教育職員法 (2004年版)」(Phrarachabanyat rabiap kharachakan khru lae bukhhalakon thang kansueksa Pho. So. 2547.) の「任用の根本基準」および「服務規程」の具体的な文言が「国家公務員法 (1939年版)」(Phrarachabanyat kharachakan phonlaruan Pho. So. 2482.) 以降、どのように変化してきたの

か通時的分析を行う。

第三に、教員の倫理・道徳と関わって、「教育専門職基準および倫理規程（2005年版）」（Khobangkhap khurusapha waduai matrathan wichachip khru lae chanyaban khong wichachip Pho. So. 2548.）の具体的な文言が「教員倫理規程（1963年版）」以降、どのように変化してきたのか通時的分析を行う。

2. 「専門職としての教員」の質的向上構想の起点

タイでは、1999年に国家の教育の根本理念を明示した「国家教育法」が制定されるまで、1992年に制定された「国家教育計画」が国の教育に関わる基本的規定であった。タイにおいてこのような教育計画が最初に明文化されたのは、タイに近代的な教育が導入されたチュラーロンコーン王の治世である1898年であり、1999年に制定された「国家教育法」を含めるとタイ教育史上にはこれまで11の教育計画が存在している〔Samnakngan khanakamakan kansueksa haengchati 2002〕。全ての名称を時系列に沿って列記すると以下の通りである。

- ①「仏暦 2441（西暦 1898）年 教育計画(Khrong kansueksa Pho. So. 2441)」
- ②「仏暦 2445（西暦 1902）年 教育計画(Khrong kansueksa Pho. So. 2445)」
「仏暦 2451（西暦 1908）年 改定」
「仏暦 2452（西暦 1909）年 改定」
- ③「仏暦 2456（西暦 1913）年 教育計画(Khrong kansueksa Pho. So. 2456)」
「仏暦 2458（西暦 1915）年 改定」

- ④「仏暦 2464（西暦 1921）年 教育計画(Khrong kansueksa Pho. So. 2464)」
- ⑤「仏暦 2475（西暦 1932）年 国民教育計画 (Phaen kansueksa chati Pho. So. 2475)」
- ⑥「仏暦 2479（西暦 1936）年 国民教育計画 (Phaen kansueksa chati Pho. So. 2479)」
- ⑦「仏暦 2494（西暦 1951）年 国民教育計画 (Phaen kansueksa chati Pho. So. 2494)」
- ⑧「仏暦 2503（西暦 1960）年 国家教育計画 (Phaen kansueksa haeng chati Pho. So. 2503)」
- ⑨「仏暦 2520（西暦 1977）年 国家教育計画 (Phaen kansueksa haeng chati Pho. So. 2520)」
- ⑩「仏暦 2535（西暦 1992）年 国家教育計画 (Phaen kansueksa haeng chati Pho. So. 2535)」
- ⑪「仏暦 2542（西暦 1999）年 国家教育法 (Phrarachabanyat kansueksa haeng chati, Pho. So. 2542)」
「仏暦 2545（西暦 2002）年 改定補遺」

一般に、「専門職としての教員」という理念が社会的通念として確立する契機となったのは、1966年の UNESCO・ILO の「教員の地位に関する勧告」であるとされる〔市川 1986: 5-6〕。したがって、1999年の「国家教育法」に至るまでに「専門職としての教員」理念を反映していると考えられる「国家教育計画」には、1977年版、1992年版の2つが存在していたということになる。以下は、それぞれの「国家教育計画」に盛り込まれた教員関係規定をまとめたものである。

2.1 「国家教育計画」に盛り込まれた教員関係規定

(1) 「仏暦 2520 (西暦 1977) 年 国家教育計画 (Phaen kansueksa haeng chati Pho. So. 2520)」

「国家教育計画 (1977 年版)」は、「第 1 章 目的 (9 項目)」、「第 2 章 教育政策の方針 (18 項目)」、「第 3 章 教育制度 (13 項目)」、「第 4 章 教育運営 (4 項目)」、「第 5 章 教育水準と学術振興のための奨励策 (5 項目)」、「第 6 章 芸術・文化・倫理・衛生・環境・子どもたちの活動 (4 項目)」、「第 7 章 教育のための資源の活用 (8 項目)」から構成されている。教員関係規定としては、次の 2 つの規定が盛り込まれている。

第一に、「第 3 章 教育制度」の中で、教員養成 (kanfukhat khru) について、「教員養成とは、学習者の全面的な発達を生み出すことを職務とし、それを遂行できる教員を養成するための教育である。教員は、思慮分別のある行動がとれる程度の倫理・道徳を身につけ、タイの文化を理解し、国王を元首とする民主主義を信奉すること。また、教員養成機関およびそこで学ぶ一人一人の学生に至るまで、民族、宗教、国王という国是を保持するとともに、児童・生徒との友好な人間関係の構築の大切さや、社会における教員養成機関や教員の役割を認識していること」という一項目が記されている。

第二に、「第 4 章 教育運営」の中で、「様々な教育機関において見識の高い教員が配置され、本計画が目指すような教育の結果が得られるように、政府が教員養成を運営し特別に支援すること。教員となる知性、能力ならびに適性をもった者が、教員養成課程に入学できるよう政府は特別な手段を用いて選抜すること」と規定されている。

(2) 「仏暦 2535 (西暦 1992) 年 国家教育計画 (Phaen kansueksa haeng chati Pho. So. 2535)」

「国家教育計画 (1992 年版)」は、「第 1 部 理念と目的 (全 8 項目)」、「第 2 部 教育制度 (全 4 項目)」、「第 3 部 政策方針 (全 19 項目)」、「第 4 部 実施ガイドライン (全 42 項目)」から構成されている。教員関係規定としては、次の 8 つの規定が盛り込まれている。

第一に、「第 2 部 教育制度」では、「学校形態に沿った教育運営」の筆頭項目として、「教員養成」が記載されている。同項では、「教員養成とは、教職に従事する者を養成ならびに開発することを目指す教育である。具体的には、学習指導における道徳、知識、能力、技術を身につけさせたり、学習者の動機を引き出し、学びを創造せしめるといったような教員としての心構えを持たせたり、職務に対する責任を持たせたり、品行ならびに民族の言葉や文化を維持するといった生き方の手本となること。また、自己や学習指導を常に向上させることに関心を持ち、コミュニティ開発に参加したり、環境や地方または国の伝統文化を復興し、保護し、発展させたりすることを養成ならびに開発すること」と規定されている。

第二に、「第 3 部 政策方針」では、第 6 項に、次のように記されている。「教員としての心構えをもたせるために、専門職としての教員を理念とし、教員養成ならびに常勤教員の職能開発施策を改革する。専門職としての教員や学者としての教員に必要な知識や能力を開発し、水準に達しめること。ならびに、専門職としての教員として地位を向上させること」と記されている。(下線は筆者)

第三に、「第4部 実施ガイドライン（全42項目）」は、大きく、①「学習ネットワークの形成ならびに全ての人々のための教育（7項目）」、②「学習指導の内容ならびに要点（17項目）」、③「教員ならびに教育職員（6項目）」、④「管理・運営（6項目）」、⑤「教育資源ならびに投資（6項目）」に分かれている。（下線は筆者）

以上に示したことから次のようなことが明らかになる。

第一に、下線部から明らかのように、「専門職としての教員」という理念は、1997年に制定された「タイ王国憲法」や1999年に制定された「国家教育法」にも先立って、1992年の「国家教育計画」に盛り込まれていたこと。

第二に、教員関係規定の数が、「国家教育計画1977年」では、2項目であったのに対して、「国家教育計画（1992年版）」では、8項目と大幅に増加していること。これは、従来に比べて、教員に関する施策ないし政策の比重が増したと見ることができる。

第三に、1977年の「国家教育計画」に盛り込まれた教員関係規定では、教員養成についての文言が多く見られたこと。これは、1970年代のタイでは教員が不足しており、1980年代になって、教員数の過剰状態が問題として指摘されるようになったと村田翼夫氏が指摘しているように、それ以前の教員養成に重点がおかれていたという事実とも符合するものである[村田 1987: 379]。また、同教育計画を受けて行われた1978年の教育改革では、初等教員資格を従来の中高等教育レベルから高等教育レベルへと引き上げる教員養成制度の改革が行われている[村田 1982: 7-8]。これは、当時、

初等教員が教育に関する知識を有した官僚のいない内務省管轄下であり教育省管轄下にあった中等教員に比べてひどく待遇が劣っていたことや、中等教員に比べて学歴が低かったこと、小学校は貧しい農村部に位置していたことに比べて中等学校は比較的発展した都市部にあったこと等の理由から、初等教員は、中等教員に比べて社会的地位が低かった[サンナパボウォーン 2006: 46-48]、という問題に対して学歴資格を引き上げることで改善を図ろうという教育省側の意図も盛り込まれていたと考えることができよう⁵⁾。

以上の検討から、1992年の時点において、すでに「専門職としての教員」の理念が存在していたことが明らかになった。しかしながら、こうして「専門職としての教員」という文言が盛り込まれていたことのみで、その起点が1992年にあったとするのは拙速であるようにも思える。したがって、「国家教育計画（1992年版）」に盛り込まれた「専門職としての教員」の質的向上施策が、「国家教育法」に盛り込まれた教員の質的向上施策と、どの程度の類似点ないし相違点を有しているのかについて検討する。

2.2 「国家教育計画（1992年版）」と「国家教育法」の教員関係規定の比較

「国家教育計画（1992年版）」に盛り込まれた教員関係規定のうち、「第4部 実施ガイドライン（全42項目）」に盛り込まれた③「教員ならびに教育職員」の6項目と、1999年に制定された「国家教育法」の第7章「教員・大学教員・教育職員」についての6つの規定を比較対照したものが次の表・1である。

表 - 1 教員関係規定の比較対照表

「国家教育計画（1992年版）」	「国家教育法（1999年版）」
<p>1 項： 教職に関心があり、真に志のある者が、専門職としての教員となるべく学ぶことができるような選抜の制度を開発する。併せて、他の職種に関する知識や能力を有する者で、専門職としての教員を志望するものに対して、採用以前の段階において、教職科目や関連する研修を受講することができるよう支援・促進する。</p>	<p>52 条： 教育省は、教員・大学教員・教育職員が、高度な専門職としての十分な質と水準をもつように、養成や職能開発が体系的に行われることを支援する。そのため教員養成ならびに現職教員の職能開発が、それらの管轄機関によって継続的に十分かつ強化されるよう、監督および調整する。 政府は、教員・大学教員・教育職員を開発するための十分な予算を分配し、基金を設置する。</p>
<p>2 項： 実習や活動に重きを置いた教員養成ならびに教員・教育職員の研修や職能開発の手法を開発する。その際、次の諸点を重視する。すなわち、教授と体験学習の実施において求められる、道徳、分析力、自己学習力、創造力、応用力、教育テクノロジーの活用能力、コミュニティ開発への参加や、環境や地方および国家の伝統文化の復興・保護・発展への寄与である。</p>	<p>53 条： <u>教員・管理職・教育行政職の自律的な専門職組織を設置し、教育省の監督のもと専門職議会がこれを運営する。本組織は、専門職基準を設定し、教育専門職免許状の発行および取り上げの権限を持ち、基準と倫理規程に沿った職務の遂行ならびに教員・管理職・教育行政官の職能開発に関して、監督・管理する。</u> <u>教員・管理職・教育行政職・その他の教育職員は、国立、私立ともに法規の定めに従って、教育専門職免許状を有する。</u> 教員・管理職・教育行政職・その他の教育職員の組織の設置ならびに教育専門職免許状の発行および取り消しに関する要件、規則、方法は、法規の定めるところによるものとする。 第 2 項は、第 18 条第 3 項が定めるノンフォーマル教育に従事する者ならびに教育地区以上の教育行政職や特別な有識者には適用しないこととする。 本条は、学士課程以上の高等教育に従事する大学教員・管理職・教育行政職には適用しない。</p>
<p>3 項： 教員が、地方の知恵を含む知識を広く伝達・交流・普及させる先導者となったり、コミュニティ開発における協働体制の構築を支援したりする媒介者となることができるよう支援する。</p>	<p>54 条： 教育公務員の人事を行う中央の組織を設置する。教育地区および国立の教育機関に従事する教員と教育職員は、中央の人事管理を行う組織の管轄下にある国家公務員とする。その際、<u>人事管理は、教育地区および教育機関への分権化の原則に基づくものとする。</u>これに関しては、法規の定めるところによるものとする。</p>
<p>4 項： 教員および教育職員を効率的に活用するために、各部署の仕事量に応じた人員配置を行う。</p>	<p>55 条： <u>教員ならびに教育職員が社会的、職業的に十分かつ適切な収入を得ることができるよう俸給・手当・福利・その他の便益に関する法規を定めることとする。</u> 教員・大学教員・教育職員の創造的な仕事や優れた業績への補助金およびその業績を称える賞与として開発促進基金を設置する。これに関しては、省令の定めるところによるものとする。</p>
<p>5 項： <u>専門職としての教員の社会的地位を向上させるための適切な規則やその方法を備えた教員の人事管理制度を開発する。</u></p>	<p>56 条： 学士課程以上の高等教育機関における教員と教育職員の養成および職能開発、基準と倫理規定の開発、国家公務員と政府職員の人事管理は、自律的なものとし、関連法規や各機関が定める法規に従って行うものとする。</p>
<p>6 項： <u>専門職組織をより堅固な組織へと発展させるとともに、法規に基づく教育専門職免許状を設けることによって、教育専門職倫理規程に沿った基準ならびに職務遂行の質を管理ないし監督する。</u></p>	<p>57 条： 教育機関は、地域の人的資源を集約し、教育運営に参加させ、経験・知識・熟練・地方の知恵を活用することによって、教育の支援・促進に貢献できるようにする。</p>

出典) 筆者作成。

注) 表中の下線は筆者。

以上の比較から、次の三つの類似性ないし相違点を指摘することができる。

第一に、「国家教育計画（1992年版）」の第6項ならびに「国家教育法」第53条は、双方とも免許制度について規定していること。その具体的内容も極めて類似しており、教育専門職免許制度の創設や専門職組織が倫理規程の遵守について管理・監督するという文言が共通して盛り込まれている。ただし、「国家教育法」に盛り込まれた規定では、教育専門職免許状は教員免許状、教育行政官免許状、視学官免許状の3種から構成されるとされ、教育専門職免許状の中身が具体化されている点は異なっている。

第二に、「国家教育計画（1992年版）」の第5項ならびに「国家教育法」第54条は、双方とも教員の人事制度について規定していること。ただし、教員人事制度の在り方が、「専門職としての教員」にふさわしい社会的地位の向上に資することから、分権化の原則に基づいて運用されることへと変化している点は異なっている。

第三に、教員の社会的地位の向上に関わって「国家教育法」第55条に、教員が社会的・職業的に十分かつ適切な収入を得ることができるよう法整備を進めることや、教員の優れた業績を報奨するための基金を設置することが新たに盛り込まれたことである。

以上から、「専門職としての教員」の理念が盛り込まれた「国家教育計画（1992年版）」では、すでに、教員の質的向上の構想の青写真は出来上がっていたと見ることができよう。結果的に、教員の質的向上施策が実施されたのは、1999年の「国家教育法」の制定を待たねばならなかったが、1992年の時点において「専門職としての教員」の

理念は、単なる文言としてではなく、具体的施策も伴うものとして存在していたのである。

なお、以上の事実は、教員をめぐる種々の改革施策の出発点に限っては、1999年の「国家教育法」に基づく教育改革の出発点が1996年にあるとする先行研究〔船津 2008: 170〕の見解とは異なり、それ以前の1992年にあったことを示している。

3. 「国家公務員法」から「教育公務員法」への変化に見られる相違

本節では、教員関係法規に盛り込まれた規定の変化を時系列に沿って分析することを通して、タイ初等中等教員に求められる資質・能力の具体的な中身を解明する。

法規に盛り込まれた規定のうち教員の資質・能力に関連する規程には、どのようなものがあるのかを検討するために、「教育公務員・教育職員法（2004年版）」の構成を見てみると、「教育公務員・教育職員人事院（第1章）」、「総則（第2章）」、「職種、職位、給与、職位給、職種給（第3章）」、「任用（第4章）」、「職務遂行の効率向上のための支援（第5章）」、「服務および服務の遵守（第6章）」、「服務規程違反の処分（第7章）」、「離職（第8章）」、「不服申し立て（第9章）」、「経過規程」から構成されている。以上に示した、規程の内容を吟味した上で、①「総則（第2章）」に盛り込まれている、教員の「任用の根本基準」、②「服務および服務の遵守（第6章）」に盛り込まれている服務規程、③「教員倫理規程」、のそれぞれに盛り込まれた内容の通時的分析を行うことが妥当であると考えに至った。

以上の3つの規定を含む教員関係諸法規の変化を見たものが次の図-1である。

図 - 1 教員の資質・能力を規定する法規の変化

①教員の「任用の根本基準」

国家公務員法（1939、1952、1954、1975年） 教育公務員法（1980年） 教育公務員・教育職員法（2004年）

②「服務規程」

国家公務員法（1939、1952、1954、1975、1992年） 教育公務員・教育職員法（2004年）

③「教員倫理規程」

教員倫理規程（1963、1983、1996年） 教育専門職倫理規程（2005年）

出典) 筆者作成。

3.1 教員の「任用の根本基準 (khunasombati)」 に見られる変化

教員の「任用の根本基準」に関する規定が盛り込まれた法規は、「国家公務員法」の1939年版、1952年版、1954年版、1975年版、「教育公務員法」の1980年版、「教育公務員・教育職員法」の2004年版の計6版である。具体的に、教員の「任用の根本基準」の中身を比較対照したものが表2である。

以上の対照から次の4つの変化が明らかになる。

第一に、教員が信奉すべき政治体制に関する変化である。1939年から1954年版までは、「教員は憲法が定める政治体制を信奉すること」とされていたのに対して、1975年から「民主的な政治体制を信奉するもの」へと変化している。確かに、1932年の立憲革命以降、国民が主権を有する国民国家の枠組みは整えられたが、1960年代以降のサリット首相による統治が「開発独裁」と表現されることに端的に現れているような軍人による上からの統治が主流であり、その間、民主的な恒久憲法は制定されず、為政者に都合のよい非民主的な統治憲章（臨時憲法）や「革命団布告」といった命令が憲法の如く機能していたのである〔赤木1994: 6〕。こうした、権威主義的な体制に抗して、

恒久憲法の制定を目指して1973年10月14日に起こった学生運動は、多くの死者を出しながらも軍事政権を退陣に追い込むことに成功した〔柿崎2007: 217-219〕。つまり、民主化の流れを受けて1975年以降、民主的な政治体制を信奉することが盛り込まれたと考えられる。

第二に、教員の身分に関する変化である。1975年以降、教員は「政治家としての身分を有していないこと」が盛り込まれ、2004年には「政治家でないこと」に加えて「政党の幹部でないこと」も盛り込まれた。タイでは、1970年代半ば以降、不正や汚職が政治問題として存在していた〔大友2003: 130〕。とくに教員は、選挙票の買収と関係しており、「地域でまとまった票を獲得することができる教員は僧侶とならんで、『フア・カネーン(票頭)』と呼ばれ、票買収の中心的役割を担ってきた」とされる〔大友2003: 130-131〕。このような票の買収を含む不正や汚職を取り締まるために、「タイ王国憲法(1997年)」では、いくつかの取り組みがなされている〔大友2003: 131〕。これに関連して、「教育公務員・教育職員法(2004年版)」の制定を契機として、政党の幹部等でないことが明記されたと考えられる。

表 - 2 教員の「任用の根本基準」対照表

国家公務員法 (1939 年版)	国家公務員法 (1952 年版)	国家公務員法 (1954 年版)
1. タイ国籍を有すること 2. 18 歳以上であること 3. 憲法が定める政治体制を信奉するもの 4. 心身ともに健康であること 5. 休職の身分でないこと 6. 道徳的に欠陥がないこと 7. 禁治産者でないこと 8. 懲戒免職されたことがないこと 9. 諭旨免職されたことがないこと 10. 軽微な罪を除き、禁錮に処せられたことがないこと	1. タイ国籍を有すること 2. 18 歳以上であること 3. 憲法が定める政治体制を信奉するもの 4. 心身ともに健康であること 5. 休職の身分でないこと 6. 道徳的に欠陥がないこと 7. 禁治産者でないこと 8. 軽微な罪を除き、禁錮に処せられたことがないこと 9. 服務に反して停職されたことがないこと 10. 諭旨免職されたことがないこと 11. 懲戒免職されたことがないこと	1. タイ国籍を有すること 2. 18 歳以上であること 3. 憲法が定める政治体制を信奉するもの 4. 心身ともに健康であること 5. 休職の身分でないこと 6. 道徳的に欠陥がないこと 7. 禁治産者でないこと 8. 軽微な罪を除き、禁錮に処せられたことがないこと 9. 各政府機関から停職されたことがないこと 10. 服務に反して停職されたことがないこと 11. 法に反して、諭旨免職されたことがないこと 12. 法に反して、懲戒免職されたことがないこと
国家公務員法 (1975 年版)	教育公務員法 (1980 年版)	教育公務員・教育職員法 (2004 年版)
1. タイ国籍を有すること 2. 18 歳以上であること 3. <u>民主的な政治体制を信奉するもの</u> 4. <u>政治家でないこと</u> 5. 心身ともに健康であること 6. 休職、停職の身分でないこと 7. 道徳的に欠陥がないこと 8. 禁治産者でないこと 9. 破産宣告を受けていないこと 10. 軽微な罪を除き、禁錮に処せられたことがないこと 11. 政府機関から停職、諭旨免職、懲戒免職されたことがないこと 12. 法に反して停職、諭旨免職されたことがないこと 13. 法に反して懲戒免職されたことがないこと 14. <u>国家公務員の採用試験において不正を行ったことがないこと</u>	1. タイ国籍を有すること 2. 18 歳以上であること 3. 民主的な政治体制を信奉するもの 4. 政治家でないこと 5. 心身ともに健康であること 6. 休職、停職の身分でないこと 7. 道徳的に欠陥がないこと 8. 禁治産者でないこと 9. 破産宣告を受けていないこと 10. 軽微な罪を除き、禁錮に処せられたことがないこと 11. 政府機関から停職、諭旨免職、懲戒免職されたことがないこと 12. 法に反して停職、諭旨免職されたことがないこと 13. 法に反して懲戒免職されたことがないこと 14. 国家公務員の採用試験において不正を行ったことがないこと	1. タイ国籍を有すること 2. 18 歳以上であること 3. 民主的な政治体制を信奉するもの 4. 政治家でないこと 5. 心身ともに健康であること 6. 休職、停職、 <u>免許状取り上げの身分でないこと</u> 7. 道徳的に欠陥のないこと 8. <u>政党の幹部等でないこと</u> 9. 破産宣告を受けていないこと 10. 軽微な罪を除き、禁錮に処せられたことがないこと 11. 政府機関から停職、諭旨免職、懲戒免職されたことがないこと 12. 法に反して停職、諭旨免職、懲戒免職されたことがないこと 13. 国家公務員の採用試験において不正を行ったことがないこと

出典) 筆者作成。

注) 表中の下線は筆者。

第三に、免許状の取り上げが明記されたことである。従来、タイの教員には免許状というものがなく、2003 年に制定された「教員・教育職員審議

会 法 (Phrarachabanyat saphakhru lae bukhhalakon thang kansueksa Pho. So. 2546.)」により、初めて教員免許制度が創設されたことを

受けた変化である。教員免許状が取り上げられる場合とは、教員の行為が、同審議会規則として定められている「教育専門職基準および倫理規程（2005年版）」に照らして、違反していると見なされた場合である。なお、その判断は、同法第54条の定めるところにより同審議会に設置されている教育専門職委員会が行うこととされている。

第四に、1975年以降、採用試験において不正を行ったことがないことが盛り込まれたことである。これは、1960年以降の国民教育の量的拡大に伴い、教員養成の量的拡大が図られたことにより、教員の採用試験も大規模なものになったことに起因すると推測される。一般的に、人間の全てが必ずしも善人ばかりではないのと同じように、教員という職業を志す者の中にも、採用試験において不正を行うものもいたのであろう。教員需要の拡大により、そうした不心得者の絶対数が増加したことによるものであると考えられる。

以上のような変化が見られる一方で、1939年以降、約65年間、ほとんど変化が見られない項目も存在する。

第一に、タイ国籍を有し、18歳以上であること。タイにおける教員は当然のことながら、心身ともに健康でなければ務まらない。これに加えて、タイ国籍を有することが盛り込まれたのは、1932年以降、タイ民族を創ること、言い換えれば国民統合を主たる目的としたものであったことから、その最前線にいる教員は、タイ人でなければならなかったということを示している。また、18歳以上であることとは、1905年に最初に布告された徴兵制度では、軍籍に登録される年齢に当たるものであることから国の制度に組み込まれる年齢であると考えることができよう [松永 1973:44-45]。

第二に、道徳的に欠陥のないことや軽微な罪を除き禁固等に処せられたことのないこと、懲戒免職、論旨免職になったことのないこと、といった教員の倫理・道徳性ないし人間性に関わる項目が3ないし4項目を割いて普遍的に明記されていることである。タイでは、伝統的な教育が、寺院において僧によって担われていたが、それが徐々に学校という場所により、教員によって担われるいわゆる近代的な教育へと変化してきた。しかしながら、近代的な教員という職業によって教育が担われるようになって、僧、すなわち聖職者の残像が残っていたことの一部を示していると考えられる。

3.2 服務規程 (winai lae kanraksa winai) に見られる変化

教員の服務に関する規定が盛り込まれた法規は、「国家教育法」の1939年版、1952年版、1954年版、1975年版、1992年版、そして、「教育公務員・教育職員法」の2004年版がある。とくに、本稿では、教員に求められる資質・能力の特質を浮き彫りにするために、「国家公務員法（1992年版）」と「教育公務員・教育職員法（2004年版）」にあえて絞っており、両法規に盛り込まれた服務規定を対照したものが次の表-3である。

以上の対照から次のような変化が明らかになる。

第一に、倫理規程の変化である。「国家公務員法（1992年版）」では、国家公務員人事院が定めた「倫理規程」を遵守することと定められていたのに対して、「教育公務員・教育職員法（2004年版）」では、教員の倫理のよりどころとして「教育専門職基準および倫理規程（2005年版）」の遵守について明記された。

表 - 3 服務規定の対照表

変化が見られた規定	国家公務員法（1992年版）	教育公務員・教育職員法（2004年版）
倫理の原則	<p>一般公務員は、忠実かつ公正に公務を遂行すること（第82条第1項）。</p> <p>一般公務員は、公務の規則、慣例および国家公務員人事院が定めた倫理綱領を堅持し、それに沿って行動すること（第91条）。</p>	<p>教育公務員および教育職員は、勤勉に努力し、国民に対して誠実に服務し、公益を保護することを通し、平等かつ公正に公務を遂行すること。<u>また基準および倫理綱領を厳格に遵守し行動すること（第84条第1項）。</u></p>
勤務および勤務時間の厳守	<p>一般公務員は、自己の時間を公務に捧げ、公務の遂行を放棄しないこと（第92条第1項）。</p>	<p>教育公務員および教育職員は、<u>時間を厳守し、自己の時間を公務に捧げ、事由の無いままに、公務の遂行を放棄しないこと（第87条第1項）。</u></p>
品行	<p>一般公務員は、礼儀正しく、団結を守ること。また因縁をつける等のいかなることも行わないこと。公務を遂行する諸関係者と協力し、支援しあうこと（第93条）。</p> <p>一般公務員は、尋ねてきた国民に対し、遅れることなく、便宜を与え、公平に、支援すること。また国民に対して、礼儀正しく接し、侮辱、軽蔑、抑圧したり、困らせたりしないこと（第94条第1項）。</p>	<p>教育公務員及び教育職員は、<u>学習者、地域、社会にとって品行の手本であること。礼儀正しく、団結を守り、学習者、同僚および公務を遂行する諸関係者と協力し、支援しあうこと。尋ねてきた学習者や国民を歓迎し、便宜を与え、公平に対応すること（第88条第1項）。</u></p>
信用失墜行為の禁止	<p>一般公務員は、自己または他人が、公務員としての公正、威厳、地位・職位を汚すような利益を求めるとする行為を許さないこと（第95条第1項）。</p>	<p>第1項に関連して、公正を欠いた自己または他人をして、法に反する任命を行ったり、保持する職位や学歴資格の売買を行ったり、金銭やその他の授受を行った場合、重大な服務違反となる（第90条第2項）。</p>
政治活動の禁止	<p>一般公務員は、公務において政治的中立を保持し、国民に関わるその他の職務においてもこれに準ずること（第97条）。</p>	<p>教育公務員および教育職員は、公務において政治的中立を保持し、国民に関わるその他の職務においても、<u>公務員としての自己の権限や職位を以って、いかなる個人、団体または政党であっても関心があることを表明し、支援、支持、協力を行ってはならない（第93条第1項）。</u></p> <p>教育公務員および教育職員は、不正な国会議員、地方議員、地方行政官の選挙票の売買またはこれに類する民主的な選挙の支援や保護など、いかなる支援や支持、他人を勧誘し同様の行為を行った場合、前項に反し、重大な服務違反となる（第93条第2項）。</p>
不法行為の禁止	<p>一般公務員は、自己の威厳、地位・職位、名誉を維持するために、不法行為者と呼ばれるいかなることも犯してはならない（第98条第1項）。</p> <p>服務違反により、禁錮または禁錮以上の刑に処せられ、あるいは禁錮に至らない軽微な罪であっても、不法行為者と呼ばれる場合、重大な服務違反である（第98条第2項）。</p>	<p>いかに自己責任の範疇に属する事柄であったとしても、自己または他人を薬物中毒に陥らせること、常習的に賭博を行うこと、学習者・学生に対して猥褻な行為を行うことは重大な服務違反である（第94条第3項）。</p>
虚偽行為の禁止	<p>上司に対し、伝達すべき情報を隠蔽したり、虚偽の報告を行ったりしないこと（第90条第1項）。上司に対し、虚偽の報告を行い公務員が不</p>	<p>教育公務員および教育職員は、虚偽に基づいて他人を貶めたり、告訴したりしないこと（第89条第1項）。</p>

	利益をこうむった場合、重大な服務違反となる（第 90 条第 2 項）。	第 1 項に該当する行為により、他人が著しく不利益をこうむった場合、重大な服務違反となる（第 89 条第 2 項）。
学術業績の 取り扱い	該当無し	教育公務員および教育職員は、法に反して、職位に対する評価や職位、学歴、給与の向上のために、他人の学術的業績を剽窃したり、または他人を雇用、または他人に依頼して学術業績を求めたりしてはならない。この規定に反する場合、重大な服務違反となる（第 91 条第 1 項）。 教育公務員および教育職員は、法に反して、他人の利益のために学術業績の剽窃に関与した場合、報酬の有無に関わらず、前項に該当する場合、重大な服務違反となる（第 91 条第 2 項）。

出典）筆者作成。

注）表中の下線は筆者。

第二に、勤務および勤務時間の厳格化である。「国家公務員法（1992 年版）」では、「自己の時間を公務に捧げ、公務の遂行を放棄しないこと」と規定していたのに対し、「教育公務員・教育職員法（2004 年版）」では、「時間の厳守や事由の無いままに、公務の遂行を放棄しないこと」と規定された。

第三に、品行に関する規程が加筆されたことである。「国家公務員法（1992 年版）」では、「一般公務員は、礼儀正しく、団結を守ること。また因縁をつける等のいかなることも行わないこと。公務を遂行する諸関係者と協力し、支援しあうこと」、第 94 条第 1 項「一般公務員は、尋ねてきた国民に対し、遅れることなく便宜を与え、公平に支援すること。また国民に対して、礼儀正しく接し、侮辱、軽蔑、抑圧したり、困らせたりしないこと」、第 2 項「尋ねてきた国民に対し、侮辱、軽蔑、抑圧したり、困らせるなどの行為が、凶悪である場合、重大な服務違反となる」と規定されている。「教育公務員・教育職員法（2004 年版）」では、第 88 条第 1 項「教育公務員及び教育職員は、学

習者、地域、社会にとって品行の手本であること。礼儀正しく、団結を守り、学習者、同僚および公務を遂行する諸関係者と協力し、支援しあうこと。尋ねてきた学習者や国民を歓迎し、便宜を与え、公平に対応すること」と規定されている。

第四に、信用失墜行為禁止の具体化である。「国家公務員法（1992 年版）」第 95 条第 1 項に加えて、第 2 項「第 1 項に関連して、公正を欠いた自己または他人の任命・任用のために、自己または他人をして、法に反する任命を行ったり、保持する職位や学歴資格の売買を行ったり、金銭やその他の授受を行った場合、重大な服務違反となる」と、より具体的な内容が加筆され、2 項から構成される規定となった。

第五に、政治に関わる活動禁止の具体化である。「国家公務員法（1992 年版）」第 97 条に「公務員としての自己の権限や職位を以って、いかなる個人、団体または政党であっても関心があることを表明し、支援、支持、協力を行ってはならない」と加筆された。さらに、「不正な選挙票の売買またはこれに類する民主的な選挙の支援や保護等を行

った場合、重大な服務違反となる」とより具体的な内容を記述した一項を追加し、2 項から構成される規定となった。

第六に、不法行為禁止の具体化である。「国家公務員法（1992 年版）」第 98 条第 1 項、第 2 項に加えて、「いかに自己責任の範疇に属する事柄であったとしても、自己または他人を薬物中毒に陥らせること、常習的に賭博を行うこと、学習者・学生に対して猥褻な行為を行うことは重大な服務違反である」と具体的な内容が加筆され、3 項から構成される規定となった。

第七に、虚偽行為の対象範囲の拡大である。「国家公務員法（1992 年版）」では、「上司に対する虚偽行為」に限られていたのに対して、「虚偽に基づいて他人を貶めること」、またはそれによって「他人が著しく不利益をこうむった場合、重大な服務違反となる」と規定している。つまり、虚偽行為の対象が職場に限らずより広い範囲として規定されることとなった。

第八に、「教育公務員・教育職員法（2004 年版）」では、新しく学術業績の取り扱いに関する規定が追加されたことである。

これらの諸変化には、大きく次の 2 つの傾向を見出すことができる。

第一に、倫理規程や倫理の原則や品行に関する規定において見られた、倫理規程を新しく制定することや学習者、地域社会にとって「品行の Handbook」であることが加筆されたことである。こうした教員の倫理規程に関しては、次節で詳細に検討することとしたい。

第二に、若干の程度の差はあるが、勤務時間および勤務時間の厳守、信用失墜行為の禁止、政治活動の禁止、不法行為の禁止、虚偽行為の禁止、

学術業績の取り扱いの規定において、具体的な禁止事項が加筆ないし新しく規定が盛り込まれ、規定が厳格化したという傾向である。このような厳格化の傾向は、服務に関する規定全般の一層の遵守を求めた変化であると考えられることができる。これは裏を返せば、従来の規定に違反する教員が多く見られたという実態を表しているとも言うことができる。このような教員の服務違反に関連して、2004 年に教育公務員人事院が約 300 ページの『教育公務員服務違反事例集（1994-2003 年）』を編纂し、従来から教育公務員の服務違反に対して諸規則を制定するなどの取り組みを行ってきたが、未だに教育公務員の服務違反が多く存在していることを指摘している [Samnakngan k hanakamakan kharachakan khru lae bukhhalakon thang kansueksa 2004]。また、学術業績の取り扱いについての規定が加筆されたことは、教員人事制度改革によって教員の業績と給与を直結させた新しい職階制が導入されたこととも関連して重要な変化であると考えられる [牧 2007]。

4. 教員の倫理規程 (chanyaban khru) に見られる変化

教員・教育職員審議会が制定した「教育専門職基準および倫理規程（2005 年版）」では、倫理規程の各条項が、自己に求める内容、職業に対する内容、教育の受益者に対する内容、同僚に対する内容、社会に対する内容、の 5 つの領域に分けて定められている。これ以前に、教員審議会が制定した「教員倫理規程」の 1963 年版、1983 年版、

1996年版では、こうした5つの区分はされていない。1963年から40年余の変化を解明するため、それぞれの倫理規程を5つの領域に分けて対照したものが表-4である⁶⁾。

表 - 4 教員の倫理規程対照表

教員倫理規程（1963年版）	教員倫理規程（1983年版）
<p>●自己に求める内容</p> <p>①教員は、その名分にふさわしい自己を完成させること。</p> <p>②教員は、常に知識と技能を探求することに関心を持つこと。</p> <p>③教員は、自己の生活基盤の確立における儉約と努力を心得ていること。</p> <p>④教員は、自身が信仰する宗教を確立し、他の宗教を侮辱しないこと。</p> <p>●職業との関わりにおいて求められる内容</p> <p>①教員は、職務の遂行における献身および責任について自覚すること。</p> <p>②教員は、教員全体の名誉を守ること。</p> <p>●教育の受益者との関わりにおいて求められる内容</p> <p>①教員は、児童・生徒が善良な国民となるよう教え諭すことに専念すること。</p> <p>●同僚との関わりにおいて求められる内容</p> <p>①教員は、教職に信念を持ち、同僚教員に対し敬意を払うこと。</p> <p>●社会との関わりにおいて求められる内容</p> <p>①教員は、保護者と協力し、近隣の子どもたちを教え諭すこと。</p> <p>②教員は、社会に有益な存在であること。</p>	<p>●自己に求める内容</p> <p>①教員は、民主的な政治体制を信奉すること。</p> <p>②教員は、自身が信仰する宗教を確立し、他の宗教を侮辱しないこと。</p> <p>③教員は、他の研究者に対して敬意を払い、他人の研究成果を剽窃したり、他人をして学術業績を求めたりしないこと。</p> <p>④教員は、公正に職務を遂行し、自己または他人のために法に反する利益を求めないこと。</p> <p>●職業との関わりにおいて求められる内容</p> <p>①教員は、不法行為者と称されることのないよう名誉を保持し、教員の名誉を汚すようないかなる行為も行わないこと。</p> <p>●教育の受益者との関わりにおいて求められる内容</p> <p>①教員は、時間を問わず児童・生徒を親身に教え諭すこと。</p> <p>②教員は、児童・生徒の良き品行の手本となるように務め、児童・生徒および同僚教員の秘密を守ること。</p> <p>●同僚との関わりにおいて求められる内容</p> <p>①教員は、教育機関および上司の規則、慣習に従うこと。</p> <p>②教員間の団結を保持し、職務において協力し合うこと。</p> <p>●社会との関わりにおいて求められる内容</p> <p>①教員は、学術的知識を歪曲したり、隠したりすることなく伝達すること。また自己の学術的成果を人類が危険にさらされるような悪事に利用しないこと。</p>
教員倫理規程（1996年版）	教育専門職倫理規程（2005年版）
<p>●自己に求める内容</p> <p>①教員は、学問、経済、社会の発展に対応するため、常に専門分野、個性および洞察力の各面において自己研鑽に努めること。</p> <p>●職業との関わりにおいて求められる内容</p> <p>①教員は、教職を愛し、信奉し、教職団体の善き構成員であること。</p> <p>●教育の受益者との関わりにおいて求められる内容</p> <p>①教員は、学習指導の中で、平等に、児童・生徒に親身に協力し、意欲を高めることによって、児童・生徒を愛し、慈しむこと。</p> <p>②教員は、誠意をもって、児童・生徒の能力の限り、知識、技術、人格を陶冶すること。</p> <p>③教員は、児童・生徒にとって品行の手本であり、心身、言葉遣いが良いこと。</p>	<p>●自己に求める内容</p> <p>①教育専門職は、学問、経済、社会、政治の発展に対応するため、常に専門分野、個性及び洞察力の各面において自己研鑽に努めること。</p> <p>●職業との関わりにおいて求められる内容</p> <p>①教育専門職は、職業を愛し、信奉し、職業に対して忠実であること。また関係団体の良き構成員であること。</p> <p>●教育の受益者との関わりにおいて求められる内容</p> <p>①教育専門職は、等しく、児童・生徒および教育の受益者を愛し、慈しみ、親身に協力し、支援し、励ますこと。</p> <p>②教育専門職は、誠意をもって、児童・生徒および教育の受益者の能力の限り、学び、技術、人格の形成を支援すること。</p> <p>③教育専門職は、品行の手本であり、心身、言葉遣いが良いこと。</p>

<p>④教員は、児童・生徒の心身、知能の発達および社会環境に逆行しないこと。</p> <p>⑤教員は、児童・生徒に対し金銭などの報酬を求めたり、また児童・生徒をして不正な利益を求めたりしないこと。</p> <p>●同僚との関わりにおいて求められる内容</p> <p>①教員は、同僚教員や地域社会を効果的に支援すること。</p> <p>●社会との関わりにおいて求められる内容</p> <p>①教員は、タイの伝統的な知恵や伝統文化の保護や発展に関して率先して取り組むこと。</p>	<p>④教育専門職は、児童・生徒および教育の受益者の心身、知能の発達および社会環境に逆行しないこと。</p> <p>⑤教育専門職は、誠心誠意、等しくサービスを提供し、法に反し職位を利用した利益の授受を行わないこと。</p> <p>●同僚との関わりにおいて求められる内容</p> <p>①教育専門職は、職場の中で道徳的秩序を確保し、団結を高めることによって、同僚と効果的に支援、協力し合うこと。</p> <p>●社会との関わりにおいて求められる内容</p> <p>①教育専門職は、経済、社会、伝統文化、伝統的な知恵、環境、公益の保護や発展に率先して取り組むこと。また国王を元首とする民主主義を保持すること。</p>
--	--

出典) 筆者作成。

注) 表中の下線は筆者。

以上の比較対照から次のような変化が明らかになる。

第一に、全体の項目数の変化は多少なりとも見られるものの一貫して、教員に求められる倫理は、「自己に求める内容」、「職業との関わりにおいて求められる内容」、「受益者との関わりにおいて求められる内容」、「同僚との関わりにおいて求められる内容」、「社会との関わりにおいて求められる内容」の5つの領域にわたっており、教員には幅広い倫理が求められていることである。

第二に、教育の受益者、すなわち児童・生徒との関わりにおいて求められる倫理の項目が大きく増加していることである。この変化が顕著にみられるのは、1983年版と1996年版との比較においてである。これは、すでに、1992年に教育改革の構想があったことを論じたことから連想されるように、教育改革の中核的な流れの一つである教師中心主義的な学習指導から児童・生徒を含む学習者中心主義的な学習指導への変化と対応するものである。

第三に、大きく増加した教育の受益者との関わりにおいて求められる内容に目を向けてみると、

1983年版以降、1996年版、2005年版に共通して、「品行の手本」であることが盛り込まれていることである。タイにおける「品行の手本」とは、児童・生徒が見習う模範的な人間としての意味合いに加えて、児童・生徒を模範的な人間となるよう形づくるといった教員の役割を象徴したのもであり、タイにおける教師像であるとも言えよう。事実、筆者が現職教員や教育省職員に折に触れて教師像の話をした際にも、「品行の手本」とは、すなわち「メー・ピム（仏像を鑄造する際に用いる鑄型）」のことを指しているという発言がほとんどであった。つまり、タイ教員に求められる倫理とは、「品行の手本」という言葉に集約される模範的な人間性と同時に、近年では、児童・生徒との関わりにおける倫理が重視されるように変化してきたと言えよう。

5. おわりに

教員関係諸法規に盛り込まれた規定の変化を時系列に沿って分析した結果、タイ初等中等教員に

求められる資質・能力の具体的な中身は、次の3点に集約することができる。

第一に、民主的な政治体制の体現者であること。「任用の根本基準」の分析からは、1975年以降、一貫して、教員は民主的な政治体制を信奉すべきことが一貫して求められていることや、教員は政治家としての身分を有さないことが加えられ、2004年以降、政党の幹部ではないことも明記されたことから明らかであろう。これは、日本でよく言われるような教員の政治的中立性という思想的な事柄ではなく、むしろ、1970年代半ば以降、教員が選挙票の売買に関わって暗躍する「票頭」であったことを戒める意味合いもあると考えられる。

第二に、一般的に考えられる倫理ないし道徳性を具備していること。服務規程の分析において顕著であったことは、「不適格教員」が少なからず存在しており、それに関連して、信用失墜行為の禁止や不法行為の禁止などの諸規定において、具体的な違反について示した条文が加筆され、厳格化したことから明らかであろう。

第三に、「品行の手本」としての高い倫理性・道徳性。「教員倫理規程」の分析からは、児童・生徒にとって模範的人間であることが求められていることが明らかになった。

以上の分析から、タイの教員に求められる資質・能力の中核に位置づくものとしては、「模範的人間」といった言葉に集約される高い倫理性・道徳性であるとまとめることができよう。つまり、現行の教育改革では、「専門職としての教員」という教師像と伝統的な聖職者的教師像といった2つの教師像が抱き合わされて用いられているのである。ここに、ワトソン氏が、タイが近代的な教育

制度を整備するに当たり、伝統文化を損なうことなく、外国モデルを巧みに取り入れることに成功した例を引いて「タイ人は優秀な『文化借用者』である」[Watson 1989: 64、大塚訳 1993: 92-93]と評したタイ民族の特質が見てとれる。

以上、本論文では、教員関係諸法規に盛り込まれた文言の通時的分析を通して、タイにおける「専門職としての教員」に求められる資質・能力およびその民族的特質の解明に努めた。今後は、タイに「専門職としての教員」理念が導入された背景には、それを必然化させた現職教員をめぐる問題が存在していたと考えられるが、それは具体的にどのようなものであったのか。また、同理念の導入をめぐるタイ教育界の動きは如何なるものであったのかといった点について、日本等との比較も視野に入れ調査研究を進めたいと考える。

【注】

¹⁾ 本論文中的タイ語の翻字は、タイ学士院 (rachbanditsathan)「音声に従うタイ語のローマ字表記規則 (lakken kanthot aksonthai pen aksonroman baepthaisiang)」にならっている。

²⁾ 今泉氏によれば、1992年以降、民主化の進展と議会政治の安定化・効率化を目指した「政治改革」が唱えられたとされる。また「政治改革」の内容は、選挙制度、議会制、政党制といった狭義の政治制度のみならず司法審査、人権保障、地方分権、国民の政治参加など広範な内容であるとされる [今泉 2003:41]。

³⁾ Rathathanun haeng rachanachakthai Pho.So. 2540. (仏暦 2540 (西暦 1997) 年タイ王国憲法) 同憲法の日本語訳は、[東條 2004: 991-1063]を参照し、筆者訳出。

⁴⁾ 4つの法規とは、すなわち、①Phrarachabanyat saphakhru lae bukhhalakon thang kansueksa Pho. So. 2546. (「仏暦 2546 (西暦 2003) 年教員・教育職員審議会法」)、②Phrarachabanyat rabiap kharachakan khru lae bukhhalakon thang kansueksa Pho. So. 2547. (「仏暦 2547 (西暦 2004) 年教育公務員・教育職員法」)、

③Phrarachabanyat ngoenduean ngoenwithayathana lae ngoenprachamtamnaeng karachakankhru lae bukhakon thangkansueksa Pho. So. 2547. (「仏暦 2547 (西暦 2004) 年教育公務員・教育職員の俸給・職階給・職種給に関する法律」)、④Khubangkaph khurusapha waduai matrathan wichachip khru lae chanyaban khong wichachip Pho. So. 2548. (「仏暦 2548 (西暦 2005) 年教育専門職基準および倫理規程に関する教員・教育職員審議会規則」)、である。本論文では、とくに、②と④に盛り込まれた規定の分析を行う。⁵⁾ 初等教員の処遇改善を求める運動は、1980 年の国家教育委員会および教育公務員法の制定へと結実し、初等教員と中等教員の管轄は教育省に統一され問題は解決したように見える。しかしながら、例えば、県初等教育委員会の構成員を見ると県知事を委員長とする委員会であることから初等教員の人事等の処遇に関しては、少

なからず内務省の影響があったのではないかと考えられる。初等教員が内務省の影響下から離れ、真に教育省の管轄下におかれるのは、2004 年の教育公務員・教育職員法の制定を待たねばならなかったのである。2004 年の教育公務員・教育職員法の制定による教員人事制度改革については、牧 [2007] を参照されたい。また、初等教員の処遇改善等を要求する運動に関しては、Cenwitkan [1985] に詳しい。

⁶⁾ 「教員倫理規程」の 1963 年版、1983 年版、1996 年版のタイ語原文は、Kong wichachipkhru, Samnakngan lekhatikan khurusapha. 2001. *Raingankanwichai rueang rupbaepkankamkap dulae kanpatibatitamchanyaban khong wichachipkhru*, Krungtep: Samnakngan lekhatikan khurusapha. 所収。

【引用文献】

- 赤木攻 1994. 『タイ政治ガイドブック』 Meechai and Ars Legal Consultants Co. Ltd.
- Atagi, Rie. 2002. *School Reform Policy*, Final Report, ADB TA-3585-THA Education Sector Reform.
- Cenwitkan, Montri. 1985. *Khruprachaban: Botbatkantosuthangkanmuang*, Krungtep: Samnakphimhawayathalai Thammasat.
- Chanbanchon, Chantana. 2006. “School-Based Training at Pilot Schools in Pichit Province,” Proceeding paper at The 4th International Conference on Developing Real-Life Learning Experiences: Education Reform through Performance Based Learning. (Faculty of Industrial Education, KMITL Ladkrabang, Bangkok, Thailand: July 13-14).
- 船津鶴代 2008. 「第 5 章 教育制度改革——「教育」改革から「教育省」改革へ——」玉田芳史・船津鶴代編『タイ政治・行政の変革 1991-2006 年』アジア経済研究所 159-201.
- 平田利文編著 2007. 『市民性教育の研究——日本とタイの比較——』東信堂.
- 平田利文、森下稔訳 2000. 『タイ仏暦 2542 年 (西暦 1999 年) 国家教育法』ヨシダ印刷.
- 星井直子 2007. 「タイにおける地方自治体への学校の移管をめぐる議論と制度設計——地方自治体のレディネスや学校のニーズを中心に——」『比較教育学研究』35: 87-106.
- 堀内孜 2005. 「4 タイの教員養成」日本教育大学協会編著『世界の教員養成——アジア編』学文社 87-111.
- 市川昭午編 1986. 『教師＝専門職論の再検討 (教師教育の再検討 1)』教育開発研究所.
- 今泉慎也 2003. 「第 2 章 タイの政治改革と 1997 年憲法」作本直行・今泉慎也編『アジアの民主化過程と法——フィリピン・タイ・インドネシアの比較——』日本貿易振興会アジア経済研究所 41-68.
- 柿崎一郎 2007. 『物語 タイの歴史——微笑みの国の真実——』中央公論新社.
- Kong wichachipkhru, Samnakngan lekhatikan khurusapha. 2001. *Raingankanwichai rueang rupbaepkankamkap dulae kanpatibatitamchanyaban khong wichachipkhru*, Krungtep: Samnakngan lekhatikan khurusapha.
- 牧貴愛 2005. 「タイ初等教育における外部評価制度の影響」『比較教育学研究』31: 177-192.
- 2007. 「タイ初等中等教員をめぐる人事行政改革の意義——職責と給与の変化を中心に——」『広島大学大学院教育学研究科紀要 第三部 (教育人間科学関連領域)』56: 43-50.

- 松永和人 1973. 「タイ農村における『通過儀礼』の一考察—Bang Khem 村の事例を中心として—」『九州大学比較教育文化研究施設紀要』12:33-51.
- 森下稔 2002. 「タイにおける教育の質の評価・保証制度の導入——「教育水準・質の保証評価事務局」の設置——」『九州教育学会研究紀要』30: 251-258.
- 2005. 「タイにおける基礎教育カリキュラム改革の理念と実施体制」『九州教育学会研究紀要』33: 95-102.
- 2007. 『タイの基礎教育改革における「学校を基盤としたカリキュラム開発」に関する実証的研究』東京海洋大学海洋工学部、(平成 17- 18 年度科学研究費補助金 (基盤研究 (C))、ヨシダ印刷.
- 森下稔、平田利文 2001. 「第 5 章 タイ」望田研吾 (研究代表者) 『アジア諸国における教育の国際化に関する総合的比較研究』九州大学大学院人間環境学研究院、(平成 10-12 年度科学研究費補助金基盤研究 (B) (2) 10041025 研究成果報告書) 93-114.
- 森下稔、鈴木康郎、カンピラパーブ・スネート 2004. 『タイ仏暦 2544 (2001) 年基礎教育カリキュラム』ヨシダ印刷.
- 村田翼夫 1982. 「第 1 章 タイにおける現職教育」国立教育研究所内東南アジア教育研究会編集『東南アジア諸国における教員の現職教育』、(昭和 55-56 年度科学研究費報告書)、1-20.
- 1987. 「第三節 アセアン諸国における教員の養成と研修」日本教育経営学会『教育経営の国際的動向 (講座 日本の教育経営) 第 8 巻』ぎょうせい 379-396.
- 村田翼夫、渋谷恵、カンピラパーブ・スネート、鈴木康郎、鎌田亮一共訳 2000. 「タイにおける『仏暦 2542 (1999) 年国家教育法』(全訳)」『比較・国際教育』8: 93-106.
- 大友有 2003. 「第 5 章 タイにおける汚職と不正——1997 年憲法の取り組み——」作本直行・今泉慎也編『アジアの民主化過程と法——フィリピン・タイ・インドネシアの比較——』日本貿易振興会アジア経済研究所 129-165.
- Phonsima, Direk lae khana. 1998. *Rainganwichai phrakopkanrang phrarachabanyat kansueksa haengchati, Pho. So...pradaen kanphatana wichachip khru*, Krungtep: Samnakngan khanakamakan kansueksa haengchati.
- Samnakngan khanakamakan kansueksa haengchati. 2002. *Pramuan kotmaimaebot thang kansueksa thai: chak krong kansueksa Pho. So. 2441 thung phrarachabanyat kansueksa haengchati, Pho. So. 2542*, Krungtep: Phrik waan graphic ltd.
- Samnakngan k hanakamakan kharachakan khru lae bukhhalakon thang kansueksa. 2004. *Ruam karani tuayang khwamphit thang winai: khong kharachakan khru Pho. So. 2537-2546*, Krungtep: Rongphim Khurusapha latphraw.
- Sangnapaboworn, Waraiporn. 2005. *Education Reform in Thailand during 1999-2004: Success, Failure, and Political Economy of the Implementation*, Research Monograph on the Political Economy of Education Reforms and Capacity Development in Asia, No.1.
- サンナパボウォーン, ワライポーン 2006. 「タイにおける教育行政の権限委譲——基礎教育における意志決定と経費負担——」『比較教育学研究』33: 45-60.
- 杉山和恵 2000. 「1990 年代タイの教育行政改革の動向——国家教育法 (National Education Act) を中心に——」『名古屋大学大学院教育発達科学研究科紀要 (教育科学)』47 (1) : 45-55.
- 2002. 「タイの教育改革における学校委員会制度の一考察——分権化と参加の法制研究——」『名古屋大学大学院教育発達科学研究科紀要 (教育科学)』48 (2) : 129-140.
- 鈴木康郎、森下稔、カンピラパーブ・スネート 2004. 「タイにおける基礎教育改革の理念とその展開」『比較教育学研究』30: 148-167.

- 東條喜代子 2004. 「26 タイ王国」萩野芳夫、畑博行、畑中和夫編『アジア憲法集』明石書店 991-1063.
- Watson, Keith. 1989. "3. Looking west and east: Thailand's academic development," in Altbach, Philip G. and Selvaratnam, Viswanathan. ed. *From Dependence to Autonomy: The Development of Asian Universities*, Dordrecht: Kluwer Academic Publishers, 63-95. (キース・ワトソン (大塚豊訳) 1993. 「2 タイ大学の発展——西洋モデルと伝統モデルの融合——」馬越徹、大塚豊監訳『アジアの大学——従属から自立へ——』玉川大学出版部、91-134.)